

FIT法改正に伴う再生可能エネルギー発電設備の申込みに関する留意事項について

平素は当社事業に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（FIT法）の改正案が平成28年5月25日に成立（平成29年4月1日施行）し、その一環として設備認定制度が変更になります。これに伴う今後の再生可能エネルギー発電設備の申込手続き等に関する留意事項について、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 概要

- 平成29年3月31日までに電力会社との接続契約を締結していない場合、原則として、取得済みの設備認定が失効し、既に確保していた調達価格も失われます。

※ 詳しくは、国のホームページ「なっとく！再生可能エネルギー」をご覧ください。
(http://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/)

- 平成29年3月31日までに接続契約の締結を希望される場合、遅くとも平成28年6月30日※までに当社へ申込書類をご提出ください。申込書類を平成28年6月30日までに提出されない場合は、平成29年3月31日までに接続契約を締結できない場合があることをご了承下さい。

※ 低圧連系の場合、標準的な検討期間は1~2ヶ月程度ですが、年度末にかけては多数の申込みが殺到し、契約締結までに時間を要することが想定されるため、早期に申込書類を提出して下さい。

2. 留意事項

- 発電設備の規模や系統連系の地点によっては、検討に要する期間が異なりますので、いずれにせよ早期に申込書類をご提出くださいますようお願いいたします。
- 高圧以上で同時申込（当社の接続検討回答前に接続契約申込を行っているもの）の場合は、接続検討後の意思表明書につきましても、速やかに提出して下さい。また、平成24年度、25年度の調達価格を「告示に規定する接続申込書」によって確保されている場合は、別途接続契約申込を行っていただく必要があります。
- 接続検討料をお支払いいただけていないことや申込書類の不備等がある場合は、申込みを受付できない場合があります。
- 平成29年3月31日までに接続契約を締結した場合でも、接続契約の締結後に国が定める期日までに発電事業計画を国へ提出されないときには、認定が取り消され、既に確保していた調達価格が失われる場合がありますのでご留意下さい。

【お問い合わせ先】

徳島支店 0120-564-552 松山支店 0120-410-452
高知支店 0120-410-430 高松支店 0120-410-761

※ 電話受付時間/月~金 8:40~17:20 [祝日、年末年始(12/29~1/3)を除きます]